

県税のあらまし

個人県民税

この税は、県の行政に必要な経費を広く県民の皆様に負担していただくもので、前年中に一定の所得のあった県民の方に課税されるものです。

個人市町村民税と併せて一般に個人住民税と呼ばれています。

■納める人

- 1 毎年1月1日現在で県内に住所がある人……………均等割と所得割
- 2 毎年1月1日現在で県内に事務所、事業所又は家屋敷を有し、その事務所等が所在する市町村に住所がない人……………均等割

■納める額

均等割	1,500円(うち500円はみんなの森づくり県民税相当額です。)	※みんなの森づくり県民税については、P30を参照
所得割	課税所得金額の4%	

《参考》市町村民税は次のとおりです。

均等割	3,000円
所得割	課税所得金額の6%

《参考》森林環境税(国税)は次のとおりです。

均等割	1,000円
-----	--------

《所得割額の計算方法》※一般的な例

$$\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{前年の} \\ \text{収入金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{必要経費} \\ \text{(サラリーマンの場合は給与所得控除額)} \\ \hline \end{array} \right] - \begin{array}{|c|} \hline \text{所得} \\ \text{控除額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{課税所得} \\ \text{金額} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税所得金額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{上記税率} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{税額控除額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \end{array}$$

(注) 土地・建物等の譲渡所得、山林所得及び退職所得は、別の方法で計算されます。

■申告と納税

個人県民税の課税と収納の事務は、個人市町村民税と併せて市町村が行っています。

1 申告

前年1年間の所得について、3月15日までに、その年の1月1日現在の住所所在地の市町村へ申告します。

ただし、所得税の確定申告をした人、給与所得のみの人及び公的年金等の所得のみ的人是、原則としてこの申告をする必要はありません。

2 納税

○給与所得者

給与の支払者(会社など)が、通常は6月から翌年5月までの12回に分けて、毎月の給料から差し引いて納めます。

○公的年金等所得者(4月1日現在 65歳以上の年金受給者)

年金保険者(社会保険庁など)が、年金支払い月(4月、6月、8月、10月、12月、2月)に、各支払い時の年金から差し引いて納めます。

○上記以外の所得者

市町村から送付される納税通知書により、通常6月、8月、10月、1月の4回に分けて納めます。

■所得控除

種 類	令和7年度住民税の所得控除額	(参 考) 令和6年分所得税の所得控除額
雑損控除	1か2のうち多い額 1 $\left[\begin{array}{c} \text{損失額} - \text{保険金等の} \\ \text{補 填 額} \end{array} \right] - \left(\begin{array}{c} \text{総所得} \\ \text{金額等} \end{array} \times 10\% \right)$ 2 $\left[\begin{array}{c} \text{災害関連} - \text{保険金等の} \\ \text{支出額} - \text{補 填 額} \end{array} \right] - 50,000\text{円}$	同 左(※1)
医療費控除	1か2のうち有利な方を選択 1 $\left[\begin{array}{c} \text{6年中に支払った医療費} \\ \text{(保険金等の補填額を除く)} \end{array} \right] - \left(\begin{array}{c} \text{総所得} \\ \text{金額等} \end{array} \times 5\% \right)$ ※控除最高限度額=200万円 (注)10万円超のときは10万円 2 医療費控除の特例(控除限度額 88,000円) $\left(\begin{array}{c} \text{6年中の特定一般用} \\ \text{医療品等購入費の金額} \\ \text{(保険金等の補填額を除く)} \end{array} \right) - 12,000\text{円}$	同 左(※1) (6年中に支払った医療費の額で計算)
社会保険料控除	6年中に支払った額	6年中に支払った額
小規模企業 共済等掛金控除	6年中に支払った額	6年中に支払った額
生命保険料控除	1 一般の生命保険料 新契約(※2) 最高 28,000円 旧契約 最高 35,000円	新契約(※2) 最高 40,000円 旧契約 最高 50,000円
	2 介護医療保険料 最高 28,000円	最高 40,000円
	3 個人年金保険料 新契約(※2) 最高 28,000円 旧契約 最高 35,000円	新契約(※2) 最高 40,000円 旧契約 最高 50,000円
	1, 2, 3を合わせた場合 最高 70,000円	最高120,000円
地震保険料控除	1 最高25,000円	最高 50,000円
	2 旧長期損害保険・・・最高10,000円(※3)	最高 15,000円(※3)
	1, 2両方の場合最高25,000円	最高 50,000円
障害者控除	本人・控除対象配偶者・扶養親族 1人につき.....26万円 (特別障害者の場合.....30万円) (同居特別障害者の場合.....53万円)	27万円 (特別障害者の場合.....40万円) (同居特別障害者の場合・・75万円)
寡婦控除	本人が寡婦.....26万円	27万円
ひとり親控除	本人がひとり親(※4).....30万円	35万円
勤労学生控除	本人が勤労学生.....26万円	27万円
配偶者控除	控除対象配偶者.....33万円	38万円
	70歳以上の控除対象配偶者・・・ 38万円	48万円
配偶者特別控除	最高33万円	最高38万円
扶養控除	一般の扶養親族(16歳以上19歳未満)・・ 33万円	38万円
	特定扶養親族(19歳以上23歳未満).....45万円	63万円
	一般の扶養親族(23歳以上70歳未満)・・ 33万円	38万円
	70歳以上の扶養親族.....38万円	48万円
	70歳以上の同居の親等.....45万円	58万円
基礎控除	最高43万円	最高48万円

※1 総所得金額等により控除額に差が生じることがあります。

※2 新契約とは、平成24年1月1日以後に契約されたものをいいます。

※3 平成18年末までに締結した長期損害保険にかかる保険料については、従前どおり、損害保険料控除を適用できます。(地震保険料控除と併用することができます。)

※4 ひとり親とは、現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死不明などの人のうち、①所得金額の合計額(繰越損失控除後)が48万円以下の生計を一にする子があること、②所得金額の合計額(繰越損失控除前)が500万円以下であること、③住民票に事実上婚姻関係と同様の事情にある続柄である旨(例えば、未婚の妻・夫)の記載がされていないこととの要件を満たす人をいいます。

※ 令和7年度の住民税は、令和6年中の所得にかかります。

※ 寡婦控除から基礎控除までは、所得要件があります。

■税額控除

項 目	内 容
外国税額控除	外国で得た所得について、その国の所得税や住民税に相当する税金を課税された場合、一定の方法により計算された金額が控除されます。
配当控除	株式の配当所得がある場合、その金額に一定の率(県民税0.15%～1.2%, 市町村民税0.2～1.6%)を乗じた金額が控除されます。
調整控除	税源移譲に伴い、所得税と住民税の人的控除の差額により生じる負担増を調整するため、次の計算に従って求めた金額が控除されます。 〈控除額〉 ● 個人住民税の課税所得金額が200万円以下の場合 次の①、②のいずれか少ない額×5%(県民税2%, 市町村民税3%) ① 人的控除差額の合計額 ② 個人住民税の課税所得金額 ● 個人住民税の課税所得金額が200万円超の場合 {人的控除差額の合計額－(課税所得金額－200万円)}×5%(県民税2%, 市町村民税3%) ※ この金額が2,500円未満の場合は、2,500円(県民税1,000円, 市町村民税1,500円)
住宅借入金等特別税額控除 (住宅ローン控除)	所得税の住宅借入金等特別控除が適用される方(平成21年から令和7年12月末までに入居された方)で、所得税において控除しきれなかった額が生じた場合は、住民税から控除することができます。 〈控除額〉 ① 平成26年3月末までの居住の場合 前年度所得税の課税総所得金額の5%を限度とし、最大9.75万円 ② 平成26年4月から令和4年12月末までの居住の場合(令和4年は契約期間に定めあり) 前年度所得税の課税総所得金額の7%を限度とし、最大13.65万円 ※ 令和元年10月1日から令和4年12月31日までに居住した場合、一定の要件を満たせばさらに控除期間を3年延長し、年末ローン残高の2%(2/3%×3年間)の範囲で減税。 ※ 令和4年入居は、消費税率10%適用の住宅取得であり、契約期間が下記の場合 新築 ⇒ 令和2年10月1日から令和3年9月30日まで 建売・中古・増改築等⇒ 令和2年12月1日から令和3年11月30日まで ③ 令和4年1月から令和7年12月末までの居住の場合 前年度所得税の課税総所得金額の5%を限度とし、最大9.75万円 ※ 一定の要件を満たす住宅については、控除期間を13年とし、年末ローン残高の0.7%の範囲で減額
寄附金税額控除	都道府県、市区町村、鹿児島県共同募金会及び日本赤十字社鹿児島県支部に対する寄附金について、一定の方法により計算された金額が控除されます。 また、所得税の寄附金控除が認められる寄附金のうち、県が条例で指定した寄附金(県内に主たる事務所を有する法人又は団体等に対する寄附金)及び知事が指定した法人等に対する寄附金についても、申告により一定の額が個人県民税の税額から控除されます。 〈控除額〉 1 (寄附金額－2,000円)×10%(県民税4%, 市町村民税6%) 2 都道府県、市区町村に対する寄附金の場合、住民税の所得割額の2割を上限として次を加算 (寄附金額－2,000円)×(90%－0～45%) ※ 0～45%は、寄附者に適用された所得税の限界税率です。所得税の限界税率とは、所得税を計算するときに適用される最も高い税率を指します。 〔注〕寄附金額は総所得金額等の30%が上限です。
配当額・株式等譲渡所得割額の控除	特別徴収済みの配当所得及び株式等譲渡所得を申告した場合には、他の所得と合算して所得割額が課税されるとともに、二重課税にならないように、配当割額・株式等譲渡所得割額が控除されます。